

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しに関する検討

第1 総論的事項

この部会資料では、諮問第102号に明示された主要な3つの検討課題のほかに、検討の対象とすることが考えられるものとして、債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しを取り上げる。

債権執行（債務者の有する債権を対象とする強制執行）の事件では、差押債権者による取立てを通じて換価・満足が行われることがあるが（民事執行法第155条）、このような場面における債権執行事件の終了は、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しており、他の強制執行事件と比べて、事件の終了をめぐる規律が不安定である。このため、例えば、第三債務者は、自ら供託という権利を行使しない限り、長期にわたる差押えの拘束を受け続けるといった問題が生じている。また、現行民法では、差押えは時効の中断事由とされ（同法第147条第2号）、その事由が終了した時から新たに時効が進行するものとされているが（同法第157条第1項）、民法（債権関係）の改正作業の過程では、時効の中断等の規律に関して全般的な見直しをするに当たり、例えば、差押債権者が取立権を行使しないで放置しているような場合に新たな時効が進行しないという不合理な事態が生じ得るという問題など（後記2参照）が指摘された。これらの問題点を踏まえ、債権執行事件の終了をめぐる規律を見直す必要があると指摘されている。

1 見直しが必要となる場面（現状の整理）

(1) 差押債権者の協力に依存している場面

金銭債権を差し押さえる場合には、差押命令が第三債務者に送達された時に差押えの効力が発生し、第三債務者の債務者に対する弁済が禁止される一方（民事執行法第145条第4項）、差押命令が債務者へ送達された日から1週間を経過したときに、差押債権者に取立権が与えられ（同法第155条第1項）、この取立てに応じて第三債務者が支払をすると請求債権が弁済されたものとみなされる（同条第2項）。このように債権執行では、原則として、換価と満足の過程を私人である差押債権者による取立てに委ねているという特色があり（注1）、その進行状況を執行裁判所が把握するため、差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならないとされている（同条第3項）。

このような取立てが行われる場面では、債権執行事件は、基本的に、差押

債権者が差押債権の全部を取り立てた後その旨の届出(取立届・取立完了届)を提出した時に、終了することとなる。しかし、差押債権者がこの届出を怠っているとしても、これに対する制裁は設けられておらず、執行裁判所において事件を終了させるための方法はない。

他方、差押債権が存在しないかその額がわずかである等の事情により取立てが行われない場面については、事件を終了させるためには、差押債権者が申立てを取り下げの必要があるとされている(注2)。また、差押債権の一部を取り立てたものの、第三債務者の無資力等の何らかの事情によりその残部の取立てが行われない場面では、取立てを行った旨の届出に加えて申立ての取下げ(取立て済みの部分を除く。)がされた時に、事件が終了するとされている。しかし、これらの場面において、差押債権者が申立てを取り下げる義務はなく、執行裁判所において事件を終了させるための方法はない。

以上のような場面においては、債権執行事件の終了が、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しているため、差押債権者の協力が得られない限り、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過するという問題が生じ得る。

(注1) 債権執行に関して民事執行法が用意する換価・満足の方法としては、取立てのほか、券面額のある金銭債権の場合には転付命令があり(同法第159条第1項)、また、条件付・期限付の債権、反対給付に係る債権など取立てが困難な債権の場合には、譲渡命令・売却命令・管理命令その他相当な方法による換価の命令がある(同法第161条第1項)。また、取立て前に第三債務者が供託をした場合(同法第156条)等には、執行裁判所による配当等が実施される(同法第166条第1項)。

(注2) 実務上は、差押債権者の取下げにより終了する事件が多数を占めており、司法統計によれば、平成27年における債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の既済事件11万4034件のうち、取下げにより終了した事件は、9万5090件(約83%)である。

(2) その他の場面(債務者への差押命令の送達未了)

前記(1)で取り上げたのは、債権執行事件の終了が、民事執行法上、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存している場面であるが、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過するという事態は、実務上は、差押命令の債務者への送達が未了の場面でも同様に生ずることがあると指摘されている。例えば、差押命令が第三債務者に送達されたものの、差押債権者が債務者の所在調査に不熱心であること等により、差押命令が債務者には送達されないままとなるような事案である。このような事態が生ずる背景としては、先に差押命令の送達を受けた第三債務者の陳述(民事執行

法第147条)により、差押債権が存在しないことやその額がわずかであることが判明したため、差押債権者が、債務者に差押命令を送達するための所在調査を行う意欲を失うといった事情などが考えられる。

差押命令の送達は、基本的には執行裁判所が職権で行うこととされているものの(民事執行法第20条, 民事訴訟法第98条第1項等)(注1), 実務上は、差押債権者の協力なしに債務者の住所等を確認することは容易でない(注2)。このため、差押債権者の協力が得られず、申立ての取下げもされないような事案では、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過することがある。

(注1) 公示送達は、手続の遅延を避けるため必要があるときを除き、申立てにより行われとされている(民事執行法第20条, 民事訴訟法第110条)。

(注2) 民事執行の手続において文書を送達することができないときは、裁判所書記官は、差押債権者に対し、送達すべき場所について必要な調査を求めることができるとされている(民事執行規則第10条の3)。

2 見直しの必要性

以上のように、債権執行事件の終了は、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しているほか(前記1(1)), 同様の問題が生じている場面もあり(同(2)), 現状では事件の終了をめぐる規律は不安定な状況にあると考えられる。このため、実際に、取立ての届出も取下げもされないまま長期間放置されている事件が多数存在している(注)。

このような現状の下では、第三債務者は、供託をする権利が与えられているとはいえ(民事執行法第156条第1項), その権利を行使しない限り長期にわたり差押えの拘束を受け続けることになりかねない。また、事件の進行・管理の職責を負う執行裁判所にとっては、将来に向かって係属事件の数が増え続ける一方となりかねないという問題が指摘されている。

また、現行民法では、差押えは時効の中断事由とされ(同法第147条第2号), その事由が終了した時から新たに時効が進行するとされている(同法第157条第1項)。この時効の中断等の規定に関しては、民法(債権関係)の改正作業の過程で、とりわけ、債権執行の手続において不明瞭であることが問題とされた。例えば、債権執行において差押債権者が取立てを行ったが(民事執行法第155条第1項), その旨の届出(同条第3項)を怠っている事例で、差押債権者がその債権の一部の満足を得たにとどまる場合には、請求債権の残部について新たに時効が進行することとなるが、いつから新たな時効が進行するのか必ずしも明瞭でないという問題がある。また、第三債務者からの陳述で差押債権の額がわずかであることが判明したため、差押債権者が取立権を行

使しないで放置しているような場合には、債権執行事件が終了しない結果、新たな時効が進行しないという不合理な事態が生じ得ることが指摘された。

以上のような問題に対応するため、債権執行事件の終了をめぐる規律を見直す必要があるとの指摘があるが、どのように考えるか。

(注) 司法統計によれば、平成27年における債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の未済事件9万3331件のうち、審理期間が2年超の事件数は3万9273件(約42%)、3年超の事件数は3万0618件(約39%)、5年超の事件数は1万7180件(約18%)である。

第2 考えられる規律の骨子

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

金銭債権の差押えにおいて私人(差押債権者)による換価・満足という簡略な手法が採られていることは、定型的で比較的少額の差押えの申立てが著しく多数にのぼるといった債権執行事件の特性を踏まえると、手続経済に適っており合理的であると考えられる。そこで、ここでの対応策を検討する上でも、基本的にこのような手続の簡略さを維持する必要があると考えられる。

対応策の一つとして、例えば、取立権の行使について一定の期間制限を設けることが考えられる。具体的な規律としては、その期間制限の起算点を取立権の発生日とした上で、一定の期間の経過によって当然に差押えの効力が失われるものとする方向のほか、一定の期間の経過を要件として、執行裁判所が差押命令を取り消すことができるものとする方向があり得る。

いずれの方向についても、この期間の長さをどの程度とするかは、取立ての実情等を踏まえて検討する必要があるが、当面の選択肢として、6月、1年、2年、5年などが考えられる(注)。

もっとも、差押債権の中には、条件付や期限付のものなど、直ちに取立てることができないものがある。差押債権者は、譲渡命令等の申立てをして、執行裁判所による換価を選択することが可能であるが、期限の到来等を待って自ら取立てを行うことも妨げられないので、このようなケースでも支障がないように期間制限の在り方を検討する必要がある。例えば、差押債権者の申立てにより執行裁判所が取立権の行使期間を伸長するといった仕組みや、一定の事由がある場合には執行裁判所が差押命令を取り消すことができないとする規律を設けることが考えられる。このような配慮が必要なものとしては、上記のほか、例えば、継続的給付の差押え(民事執行法第151条)のように、差押えの当初から、ある程度の長期にわたって債権(支分権)の確定期限が順次到来することが想定されているもの、差押債権者が差押債権について取立訴訟(同法第157条)を提起したときのように現に取立権を行使している場面などが考え

られる。

以上のような点を含め、ここでの対応策の在り方などについて、どのように考えるか。

(注) 現行法上の制限期間の長さの例としては、引渡命令の申立てについて代金納付日から6月とする民事執行法第83条第2項、売買の担保責任に基づく権利行使について買主が事実を知った時から1年とする民法第566条第3項、買受け申出等の制限について売却不許可決定の確定の日から2年とする民事執行法第65条第2号、再審期間について判決が確定した日などから5年とする民事訴訟法第342条第2項、意思表示の取消権について追認をすることができる時から5年とする民法第126条などがある。

司法統計によれば、平成27年における債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の既済事件11万4034件のうち、審理期間が6月以内であるものが8万3360件（約73%）、1年以内であるものが9万5276件（約84%）、2年以内であるものが10万2864件（約90%）、3年以内であるものが10万5856件（約93%）、5年以内であるものが10万8599件（約95%）である。

2 その他の場面（債務者への差押命令の送達未了）における規律

差押命令が債務者に送達されないことにより、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過する場面での対応策としては、裁判所書記官が差押債権者に対して送達の不奏功を通知した後、一定の期間内に差押債権者が送達の実施に協力しないときに、差押命令の効力を消滅させるというものが考えられる。

この方策を考える上で参考となるものとしては、債務者に支払督促を送達することができない場合において、その旨を裁判所書記官が債権者に通知した後2か月の不変期間内に送達すべき場所の申出がされないときに、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす旨を定める民事訴訟法第388条第3項がある。そこで、この規定を参考に、例えば、差押債権者に対して同様の通知等をした後、一定の期間内に送達すべき場所の申出がされないときは、債権執行の申立てを取り下げたものとみなすとの考え方や、執行裁判所が差押命令を取り消すことができるものとするとの考え方があり得る（注）。

以上のような点を含め、ここでの対応策の在り方などについて、どのように考えるか。

(注) 支払督促は公示送達（民事訴訟法第110条）によることができないのに対し（同法第382条ただし書）、債権差押命令は、債務者との関係では公示送達をすることができる。